

長野県地球温暖化対策条例の改正について

環境政策課ゼロカーボン推進室

1 改正の目的

「長野県ゼロカーボン戦略」の策定を受け、温室効果ガス正味排出量を 2050 年度までにゼロとすることを目指し、あらゆる分野において省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、長野県地球温暖化対策条例を改正します。

2 検討の方向性

現行制度	検討の方向性
<p>自動車使用に関する地球温暖化対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共交通機関等の利用、温室効果ガス排出量のより少ない自動車の使用、アイドリング・ストップの努力義務〔県民、自動車使用者等〕 ▶ アイドリング・ストップの周知義務〔駐車場設置・管理者〕 ▶ 新車購入者への燃費等説明義務〔自動車販売事業者〕 ▶ レンタカー利用者への燃費等説明努力義務〔レンタカー業者〕 	<p>新設</p> <p>今後の電気自動車（EV）普及に対応するため、多数の者が利用する施設（例えば、集合住宅・商業施設等）において、充電設備の整備を求めること。</p>
<p>建築物に関する地球温暖化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境エネルギー性能・自然エネルギー導入の検討義務（10 m² 超）、検討結果の届出義務（2,000 m² 以上）、性能表示努力義務（戸建住宅を除く 300 m² 以上）、未利用エネルギー活用の検討・届出義務（10,000 m² 以上）〔建築主〕 ▶ 建築主への情報提供の努力義務〔設計・建築事業者〕 	<p>拡充+新設</p> <p>「環境エネルギー性能検討制度」及び「自然エネルギー導入検討制度」の届出対象規模の引下げ。</p> <p>省エネ性能等に関する情報取得の仕組み（省エネ計画概要書報告閲覧制度）の創設。</p>
<p>エネルギー供給温暖化対策計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 温暖化対策や自然エネルギーの普及・拡大を促進するための計画・実績報告の提出義務〔県内供給小売電気事業者〕 	<p>新設</p> <p>県民・事業者に、再生可能エネルギーの利用（再生可能エネルギー設備の設置・再生可能エネルギー電気の購入）を求めること。</p>

3 今後のスケジュール（予定）

パブリックコメントを実施（11 月～12 月頃を予定）後、令和 4 年 2 月議会に条例案を提出予定。